

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	パナソニック株式会社 (旧会社名 松下電器産業株式会社)
【英訳名】	Panasonic Corporation (旧英訳名 Matsushita Electric Industrial Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大坪 文雄
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 上野山 実
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区芝公園一丁目1番2号(東京パナソニックビル1号館)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注)平成20年6月26日開催の第101回定時株主総会の決議により、平成20年10月1日から会社名を上記のとおり変更しました。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、財務報告に係る適切な内部統制を構築し、維持する責任を有しています。

当社の財務報告に係る内部統制は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務報告及び外部報告目的の財務諸表の作成に関する信頼性について合理的な保証を与えるように設計されたプロセスであり、以下のような方針と手続きを含んでいます。

- (1) 当社の資産の取引や処分を合理的に正確かつ適正に反映した記録を維持するための方針及び手続き
- (2) 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録されていること及び当社の収入と支出が当社の経営者及び取締役の承認に従って行われていることについての合理的な保証を提供する方針及び手続き
- (3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある未承認の当社資産の取得、使用及び処分の防止、または、それらが適時に発見されるための合理的な保証を提供するための方針及び手続き

財務報告に係る内部統制は、その固有の限界のため、財務報告に係る誤りを未然に防止したり、発見することができない可能性があります。また、将来の財務報告に係る内部統制の有効性の評価では、状況変化や方針や手続きを順守する程度が低下することにより、内部統制の適正性を失う可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価は平成21年3月31日を基準日に行われており、評価にあたっては、米国1934年証券取引所法及びトレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が発表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、実施しました。

## 3【評価結果に関する事項】

この規準に基づき、当社の経営者は、平成21年3月31日時点の財務報告に係る内部統制が有効であることを確認しました。

当社の登録済独立監査人であるあずさ監査法人は、監査報告書に記載のとおり、当社の経営者による平成21年3月31日時点の財務報告に係る内部統制の有効性の評価について監査を実施しました。

## 4【付記事項】

当社は、内部統制報告書を作成するにあたって、米国1934年証券取引所法に準拠しています。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりです。

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価を実施する基準は、企業会計審議会の定めた内部統制の基本的枠組みではなく、COSOが発表した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づき、実施しました。
- (2) 財務報告に係る内部統制の評価範囲は、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や「経理の状況」以外に記載される財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は含みません。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価対象会社は、持分法適用関連会社を含みません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。